

令和5年度健康づくり総合戦略事業 業務委託仕様書（企画提案用）

1 委託業務の名称

令和5年度健康づくり総合戦略事業

2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

3 委託業務の目的

宮城県では、企業や医療保険者、大学等の産学官連携により、健康に関する県民運動の推進や、全ライフステージを通じた切れ目のない健康づくりの推進に取り組んでいる。

すべての県民へ、食、運動、口腔・受動喫煙防止を主とする健康づくりに関連した情報を周知するとともに、実際の行動へ繋げ、県全体での健康づくりの機運が高まるよう、健康に関する各種取組をパッケージ化し相乗効果の高い事業としようとするもの。

4 健康づくり事業に係る県事業説明

(1) 第2次みやぎ21健康プラン（以下「第2次プラン」）について

県民一人ひとりが生きがいを持ち、充実した人生を健やかに安心して暮らせる健康みやぎの実現を基本理念に平成14年3月に策定した健康増進計画。第2次プランでは、重点的に取り組む分野を「栄養・食生活」、「身体活動・運動」、「たばこ」の3分野に絞って設定するとともに、県民が取り組みやすいスローガンとして「減塩！あと3g」、「歩こう！あと15分」、「めざせ！受動喫煙ゼロ」を設定している。

(2) スマートみやぎ健民会議について

健康みやぎの実現を目指し、産官学連携のもと、全ライフステージを通じた切れ目のない健康づくりの支援体制を構築するため、平成28年2月に設立した県民運動。

健康課題の多い働き盛り世代が、意識しなくても健康になれる環境づくりのため、事業所での健康経営の実践や健診受診率の向上等、自ら取り組む企業及び団体が会員登録している。

一般会員のほか、優良会員、応援企業があり、詳細は（別紙1）「スマートみやぎ健民会議概要」のとおり。

(3) 健康づくり優良団体等表彰

「スマートみやぎ健民会議」の趣旨に則り、県内での主体的な健康づくり活動の奨励、拡大を図るため、職場や地域で積極的に活動を行っている団体、自治体等を表彰するもの。

表彰内容は、「大賞（1）」、「優良賞（企業部門、市町村部門、地域団体部門、教育・保育部門）」。

(4) みやぎヘルスサテライトステーション（以下「ヘルサテ」）について

県からの健康情報を発信するほか、健康測定器等の設置によるセルフチェックコーナーやイベントの実施など、買い物などのついでに気軽に健康づくりを体験できる拠点として、県が登録して

いる。

(5) ウォーキングプラス15推進事業について

第2次プランでは、平成30年度以降の最重点目標項目を「歩こう！あと15分」と設定し、歩数の増加の取組を推進している。特に、1日あたりの歩数が少ない働き盛り世代の歩数増加を中心とした取組として、今年度は、事業所対抗の「歩数アップチャレンジ2023」及び後述の5(4)のイベントを開催する。

(6) ベジプラス100&塩eco推進事業について

第2次みやぎ21健康プランの「栄養・食生活」の中間評価の結果、若い世代の野菜摂取量が目標とする350gから約100g少なかったこと、また食塩摂取量は全国と比較して依然として多いことから、メタボ予防対策の一環として、働き盛り世代を対象に野菜摂取量増加と食塩摂取量減少を目指して進めている取組。

(7) みやぎ食育表彰

食育に対する機運の醸成を図り、県民の食育活動に対する取組を一層推進するため、食育活動を積極的にを行っている者(個人、団体又は企業)を表彰するもの。

表彰内容は、「大賞(1)」、「奨励賞(2)」。

(8) 受動喫煙防止対策

望まない受動喫煙の防止を図るため、健康増進法の一部を改正する法律が令和2年4月から全面施行された。

県民や施設管理権原者等への法の趣旨の周知徹底、家庭や職場における受動喫煙の機会を減らすための環境整備、受動喫煙等の健康影響の知識について啓発が必要である。

(9) 歯と口腔の健康づくり

歯と口腔の健康づくりは全身の健康維持と深い関わりがあり、メタボリックシンドローム対策や栄養・食生活、禁煙といった健康づくりの取組とも関連性がある分野である。

特に、働き盛り世代に対しては、全身の健康課題が多く、歯周病と糖尿病の関係など全身疾患への影響に関する知識の啓発が必要である。

(10) みやぎ健康の日

本県では、県民一人一人の“健康”への意識の醸成と健康生活の動機づけの機会とするために、平成11年に県民健康の日を制定し、毎年11月11日を「みやぎ健康の日」としている。

今回、これにちなみ、11月を「みやぎ健康月間(仮称)」と設定し、この時期を中心に事業を展開しようとするもの。

5 委託業務の内容

本業務による対象者は、働き盛り世代を中心とした層（下記項目6については家庭内）とし、以下の業務を実施する。なお、実施時期については、「みやぎ健康月間（仮称）」（11月）を中心とし、実施時期の定めのないものについては契約期間である3月末まで偏りなく事業を実施すること。（参考：別紙2）

項目	委託業務内容	留意点等
1	<p>掲示物の作成 【啓発物の作成】</p> <p>11月の「みやぎ健康月間（仮称）」に合わせ、ロゴを作成すること。 [デザイン完成予定] 令和5年7月頃</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインは、別途県との協議の上決定する。
2	<p>食育、健康づくりの普及啓発 【啓発、イベント運営】</p> <p>食育の推進及び運動量の増加を含む健康づくりにおいて、顕著な取り組みを行った事例・団体について、県民に広くの内容を周知することにより、食育や健康づくりの機運を高めること。 [業務内容] イ 「宮城県健康づくり表彰」「みやぎ食育表彰」表彰式の実施 [業務予定日] 令和5年11月頃 ※2表彰同時開催 [授賞予定者数] 健康づくり優良団体等表彰「大賞（1）」、「優良賞（企業部門、市町村部門、地域団体部門、教育・保育部門）（各1）」 みやぎ食育表彰「大賞（1）」、「奨励賞（2）」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受賞者の選定は県が行い、受賞者の情報については県が提供する。 ・運営にかかる人員については受注者で用意すること。 ・式の日時は別途県で指定する。 ・実施にかかる会場、物品、設備等については受注者負担とする。
3	<p>健康づくりセミナーの実施 【イベントの運営】</p> <p>「健康経営」を実施している企業について、他の企業・団体の参考となる取組を幅広く紹介するとともに、講師による講演を行うこと。また、セミナー開催後にアンケートを実施し、効果測定を行うこと。 [業務予定日] 令和5年11月 [開催方法] WEB開催（オンデマンド含む） [業務内容] イ 企業等にとって魅力的なセミナー実施方法や周知の工夫 ロ WEBセミナーの運営 ハ WEBセミナー開催告知のための資料作成及び広報 ニ 参加企業の健康づくりの取組内容やセミナー内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周知先については、県が情報を収集し提供する。 ・登壇者についてはスマートみやぎ応援企業等の関係者から県が選定する。 ・日時は別途県で指定する。 ・配信にかかる会場、物品、設備、講演者旅費、出演料については受注者負担とする。

		容の満足度等を検証するアンケートの実施	
4	歩数アップチャレンジの運営【イベントの運営、啓発物の作成】	<p>歩数増加のためのイベント「歩数アップチャレンジ2023（仮称）」を運営すること。</p> <p>※イベントは、「事業所部門」と「一般部門」の二つがあり、事業所部門は事業所ごとの参加者の期間平均歩数、一般部門は3人1組のチームごとの期間平均歩数を競う。</p> <p>[検証内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画による歩数増加の効果等を測る指標を設定し、企画実施による効果の検証を行う。 <p>[業務内容]</p> <p>イ イベント周知チラシの印刷</p> <p>ロ 参加を促す「歩数アップチャレンジ」ロゴの作成（次年度以降も使用可能なもの）</p> <p>ハ 既存の集計ツール（Excel形式）の改善・活用または新規集計ツールの開発</p> <p>ニ 参加申込受付、受付期間から最終報告までの問合対応</p> <p>ホ 参加者リスト、ランキング（中間・最終）のとりまとめ、事業が運動量の増加や心身の健康増進に繋がったか等を検証するアンケート（直後・2か月後）の実施</p> <p>ヘ 「15分アップ賞（仮称）」賞品の作成（シール・5,000枚程度）</p> <p>ト 受賞者賞品の梱包</p> <p>チ 表彰式の実施（令和6年1月頃）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・周知チラシのデータ、申込み情報のデータについては、県が提供する。 ・参加者の報告を促すよう、中間集計・最終報告の時期には参加者へ向けメール等で複数回リマインドを行う。 ・問い合わせ対応で使用する電話回線、メールアドレス・インターネット回線は受注者の負担において導入する。 ・受賞者賞品の一部については県で用意する。梱包のみを委託し、発送は県で行う。 ・開催にあたっては、「掲示物の作成」にて作成した「みやぎ健康月間（仮称）」ロゴマークも上記と併せて活用する。 ・式の開催場所は庁舎内とし、日時とも別途県で指定する。
5	運動量増加イベントの実施【企画運営】	<p>運動に興味・関心のない層も含め、広く県民の運動量増加を図るため、Iot技術等を活用し、運動と運動以外の分野を絡めたイベント等を実施すること。また、事後アンケートを実施し、企画による効果の検証を行うこと。</p> <p>[業務予定時期]</p> <p>5か月間程度</p> <p>[業務方針]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象である働き盛り世代が思わず参加したくなるような「ユーモア」「独創性」のある内容かつ「宮城、その地域ならではの」の企画であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施にあたっては、市町村または県の作成したウォーキングコースを活用する。 ・検証する指標、結果の分析手法や、結果を用いたプロモーションの方法を具体的かつ自由に提案する。 ・企画の内容や効果検証に係る測定指標等は、

		<ul style="list-style-type: none"> ・心身の健康増進に繋がるような内容であり、企画終了後も個人が継続して運動に取り組めるものであることが望ましい。 ・参加者が期間内に自由に参加できるものであることが望ましい。 ・開催地、対象地が県内に幅広く存在すること。 <p>[検証内容]</p> <p>端末等のIoT技術を活用し取得できる情報や、企画実施前後のアンケート等により、事業が運動量の増加や心身の健康増進に繋がったか等を検証すること。</p>	<p>受託者決定後、県と協議の上、決定するものとする。</p>
6	<p>受動喫煙等の健康影響に関する普及啓発</p> <p>【啓発物の作成・啓発】</p>	<p>受動喫煙による健康影響を受けやすい子ども、妊婦などの家庭内における受動喫煙の機会の減少、健康リスクの減少につなげるため、受動喫煙の健康影響や家庭で受動喫煙が起きないためのポイントなどについて周知・啓発を行うこと。</p> <p>また、受動喫煙はがんなどの死亡リスクを高めるだけではなく、メタボリックシンドロームや口腔の健康にも影響があることなどを周知する効果的な啓発を行うこと。</p> <p>[想定される取組]</p> <p>イ 受動喫煙の健康影響について家族で考えることができるようなクイズイベントを企画・実施する。イベントの内容は、クイズを企画・作成し、その回答のヒントが示されているパネル、ポスターやチラシを作成の上、会場に設置、正解数に併せた景品として、啓発グッズの企画・作成・配布を行う等の取組を想定している。</p> <p>ロ クイズイベントについては、9月1日から7日の「みやぎ受動喫煙ゼロ週間」に合わせて、集客が見込めそうな日時で2日間程度、ショッピングモール等家族連れの集客が望める場所で、子どもとその親の目に留まり足を止めるような内容を企画し、実施するものとする。</p> <p>ハ イベント開催前に、受動喫煙防止の啓発に併せ、イベントについてショッピングモール等の家族連れの目に留まるような効果的な広報を行うこと。</p>	<p>・企画の内容や効果検証に係る測定指標等は、受託者決定後、県と協議の上、決定するものとする。</p>
7	<p>歯と口腔の健康づくり啓発</p>	<p>働き盛り世代の歯周病対策を強化し、事業所での歯科健康管理の実施状況の向上や、歯科検診の機会の確</p>	<p>・企画の内容や効果検証に係る測定指標等は、</p>

	<p>【企画・啓発】</p>	<p>保とその推進に取り組むため、毎日の歯みがきや等による口腔ケアや、デンタルフロス等歯間清掃具の使用、定期的に歯科健診を受診すること等に関する啓発普及を行うこと。</p> <p>また、歯と口腔の健康は全身の健康に影響することを広く県民に周知してもらう効果的な普及・啓発を行うこと。</p> <p>[業務内容]</p> <p>イ 事業所の従業員が歯と口腔の健康づくりに取り組みやすくなるよう、事業者が実施する職場の環境づくりの取組みを企画のうえ、モデルケースとして実施する県内の事業所を調整する。なお、事業所数は4か所程度を想定している。また、モデルケースについては、実施後のアンケート等により、従業員の行動変容に関する効果の検証と改善点の整理を行うこと。</p> <p>ロ 11月に県と宮城県歯科医師会及び教育委員会が共催で実施する宮城県歯科保健大会において、上記取組みを紹介するために必要な準備・調整・媒体の作成等を行う。なお、紹介方法は動画の公開等を想定している。また、取組の紹介にあたっては、効果的な周知を併せて行うこと。</p>	<p>受託者決定後、県と協議の上、決定するものとする。</p>
8	<p>ベジプラス100&塩eco推進事業の企画運営と広報の実施【企画・運営】</p>	<p>「みやぎベジプラスメニュー」の販売に係る発表会の開催と運営、付随するPR活動を実施すること。</p> <p>[実施時期]</p> <p>令和5年11月</p> <p>[PR活動実施回数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ・雑誌掲載各1回以上 ・ホームページ掲載回数1回以上 <p>[発表会会場]</p> <p>仙台市内</p> <p>[業務内容]</p> <p>イ 「みやぎベジプラスメニュー」の販売に係る発表会の開催と運営、付随するPR活動の実施。</p> <p>ロ 「みやぎベジプラスメニュー」を食べて応募しようキャンペーンの実施(購入者へのインセンティブ付与)。</p> <p>※みやぎベジプラスメニューとは、管理栄養士養成施設等の学</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施内容は提案により、県と協議の上決定する。 ・販売するメニューについては、県で決定する。 ・PR活動の一環として販売にあたる販促物の作成を行うこと。 ・PR活動については、メディア、ホームページ、SNS等を活用し販売数増加のために効果的に実施すること。 ・キャンペーン商品の準備から発送まで行う

		生が考案し、企業が商品化したメニュー	こと。応募受付は、ホームページを活用し WEB 上で行うこと。
9	ベジプラス 100&塩eco 推進事業の企画と普及啓発 【企画・啓発】	<p>「野菜摂取量の増加」や「減塩」の重要性を啓発し、日常的に「野菜摂取量の増加」や「減塩」に継続して取り組めるような媒体の制作及び普及を行うこと。</p> <p>[実施時期] イ 令和5年9～10月 ロ 令和5年11月</p> <p>[実施回数] イ 普及コンテンツの制作及び普及啓発 ・動画制作（10秒～15秒×2本程度） ・ベジプラスに関するホームページの作成（リニューアル） ロ 県内スーパー等でのベジプラス100&塩eco 普及コーナーの設置及び普及啓発（13箇所以上で各1回以上）</p> <p>[業務内容] イ 野菜摂取や減塩に興味・関心がない、わかっても行動できない若い世代層を対象に、野菜摂取や減塩の取組の重要性を理解し、実践できるような動画を制作し、配信及び県民が多く集まる地域（JR 仙台駅等）でデジタルサイネージ等を活用した普及啓発を行う。また、ベジプラスに関するホームページをリニューアルし、普及を行う。 ロ 県内のスーパー等と連携し、ベジプラス100&塩eco コーナーを設置し、普及する。</p>	<p>・実施内容は提案により、県と協議の上決定する。</p> <p>・動画、ホームページは制作後、県民に対して広く普及を図ること。</p> <p>・ホームページは制作後、随時更新をすること。</p> <p>・コーナー設置にあたっての実施場所については、仙台市外を含む県が指定する地域で実施すること。</p>
10	「健康3.15.0宣言」の実践につながる普及啓発の実施【企画・啓発】	<p>メタボ予防・改善のため、県民に広く「みやぎ健康3.15.0宣言」の内容を周知するとともに、実際の行動変容につながるような普及啓発の企画を実施すること。</p> <p>[想定される取組] ・メディア等を通じた啓発 ・「みやぎ健康3.15.0（サイコー）ダンササイズ」を活用した SNS での発信 ・ダンス動画を活用したコンテストの開催 等</p>	<p>・実施内容は提案により、県と協議の上決定する。</p>
11	その他必要と思われる業務	業務委託の目標を達成するため、上記1～10にとられない提案者の創意工夫に基づく取組を提案し	<p>・実施回数、内容については提案による。</p>

		<p>実施すること。</p> <p>なお、想定される取組は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動量増加、食育（減塩・野菜摂取量増加）、歯と口の健康、受動喫煙防止を組み合わせたイベントまたはキャンペーンの実施 ・波及性のある健康経営に取り組む企業の情報収集と提供 ・関係機関・団体とコラボレーションした取組 等 	
12	周知広報【広報】	<p>上記の実施内容において、参加者募集や実施内容周知について効果的な方法を提案し、実施すること。なお、事業全体が相乗効果を発揮するよう、「みやぎ健康3.15.0宣言！」をキャッチフレーズにパッケージ化すること。</p> <p>[業務内容]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポスターの作成（1,500部程度） ・ホームページの編集・更新（https://kenko-3150.jp/） ・その他の周知・広報 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康推進課のSNSアカウントを活用できる。 ・その他の実施方法、回数については提案により、県と協議の上決定する。

6 業務の成果指標と目標

目標値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

項目	成果指標	目標値等
3 健康づくりセミナーの実施【イベントの運営】	イ セミナー参加者数 ロ アンケート回答数	イ 300名以上 ロ 参加者の8割以上
4 歩数アップチャレンジの運営【イベントの運営、啓発物の作成】	イ 参加チーム数(参加者数) ロ 継続率(最終報告チーム数/参加申込チーム数) ハ アンケート回答数	イ 1,667チーム(5,001名)以上 ロ 95%以上 ハ 参加チームの8割以上
5 運動量増加イベントの実施【企画運営】	例) イ 参加者数 ロ 参加者の地域分布 ハ アンケート回答数 ニ アンケート結果 (活動(運動)量の変化、睡眠の改善、ストレスの低減、抑うつなどネガティブ感情の低減、主観的健康状態、運動継続の意欲等)	例) イ 3,500名以上 ロ 保健所管轄地域ごとに算定 ハ 参加者の8割以上 ニ 実施前より有意に改善がみられる
6 受動喫煙等の健康影響に関する普及啓発【啓発物の作成・啓発】	例) イ 広報宣伝の到達数 ロ クイズ参加者数	例) イ 5,000名以上 ロ 300名以上
7 歯と口腔の健康づくり啓発【企画・啓発】	例) イ モデルケース実施後の従業員の行動変容等の状況 ロ 動画再生回数	例) イ 従業員の1割以上に行動変容が認められること ロ 1,000回以上
8 ベジプラス100&塩e c o推進事業の企画運営と広報の実施【企画・運営】	イ 発表会のメディア(テレビ、ラジオ、雑誌、ホームページ等)でのPR回数 ロ キャンペーン応募者数の増加	イ 4回以上 ロ 400名以上
9 ベジプラス100&塩e c o推進事業の企画と動画及びホームページの作成【企画・啓発】	イ 動画の視聴数 ロ 動画のデジタルサイネージ掲載回数 ハ ホームページのアクセス数 ニ 普及啓発コーナー設置店舗数	イ 1,000回以上 ロ 7回以上 ハ 5,000回以上 ニ 13店舗以上
10 「健康3.15.0宣言」の実践につながる普及啓発の	例) イ 広報宣伝の到達数 等	例) イ 10,000名以上

	実施【企画・啓発】		
12	周知広報【広報】	イ 広報宣伝の到達数	

7 その他留意事項

- 1 当仕様書に定めのない事項については、随時発注者と協議すること。
- 2 日程、実施場所、デザイン、目標値等の決定するにあたっては、発注者と事前に協議すること。また、事業の進捗状況等について、月に1回以上報告や打合せを行う体制とし、進捗状況の管理に努めること。
- 3 本業務において制作した各デザインデータ、システム、資料等について、著作権は発注者に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとしてCD-R等に保存し、宮城県保健福祉部健康推進課に納品すること。
- 4 建造物やアート作品、モデル等が写っている写真等について、権利者とプロパティリリースを取り交わし、発注者が成果品について二次使用及び再編集等を行うことを無期限で自由にすることが出来るようにすること。なお、上記について二次使用及び再編集等が不可となる場合は、発注者へ報告すること。
- 5 県内全域で周知、取組を行うこと。特に、仙台市以外での取組を行うこと。また、会員、優良会員、応援企業、ヘルサテ等、協力企業等と連携した取組を提案すること。
- 6 一部の事業については、健康推進課が別途主催する事業と連動して実施される場合がある。
- 7 事業の実施に当たり、発注者と協議の上、県所有のロゴマーク、ポスター、パンフレット等を使用することは妨げない。
- 8 システム障害、プライバシーの侵害等速やかに対応が必要な事象が発生した場合に備え、休業日にも連絡が取れる体制を構築すること。
- 9 特定企業の利益誘導や営利を目的としないこと。

8 成果品

- (1) 本業務に基づき作成したもの
- (2) 実施報告書

なお、(2) 実施報告書については、下記(イ)～(ハ)を含むこと。

- イ. 各目標数値と効果検証の方法及び結果
- ロ. 取組実績(内容)
- ハ. 本業務に基づき作成した成果物一覧

9 納入場所

宮城県保健福祉部健康推進課

10 事業の推進体制

本業務について、受注者の組織内に担当者を配置するとともに、円滑な事業の推進のため、発注者と受注者による打合せを定期的に行うものとする。

1 1 契約の条件等

(1) 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

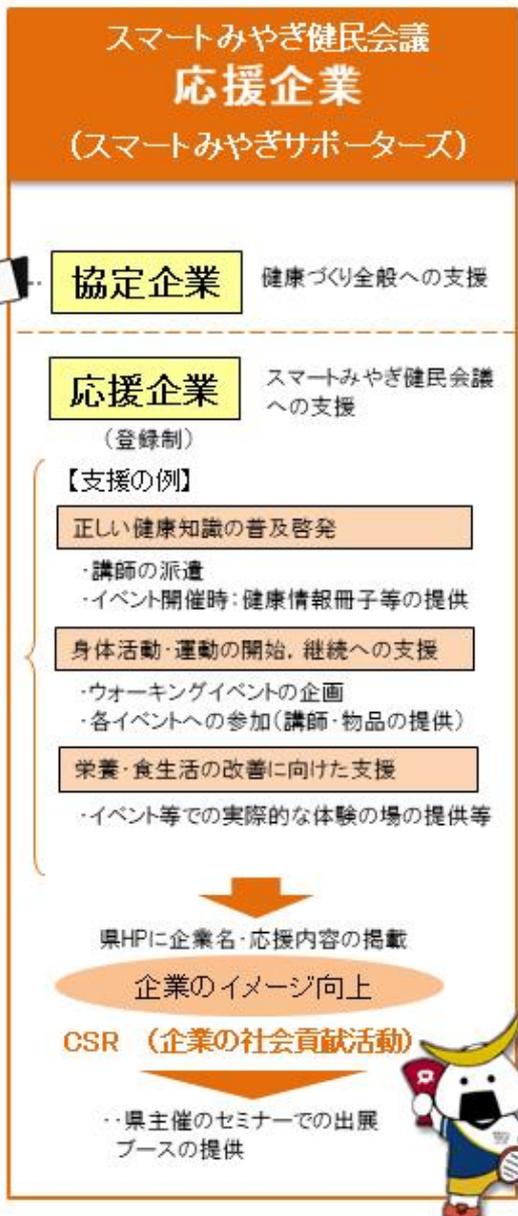
(3) 環境負荷への配慮

受注者は、事務から生じる環境に及ぼす影響について、別紙4「環境負荷の軽減について」により低減されるよう配慮するものとする。

1 2 その他

受注者は、発注者が広報等で使用するために開発段階の動作イメージ等の提供を求めた場合は、速やかに提供すること。内容については、別途協議を行い、決定することとする。

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、その都度発注者と速やかに協議を行い、決定することとする。



令和5年度 健康づくり総合戦略事業 スケジュール目安

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
契約												
1ロゴ・啓発物作成				業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間
2表彰式									業者準備期間	啓発物等使用期間		
3「健康経営」セミナー						業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間				
4歩数アップチャレンジ			業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間	県民が参加するイベント期間	県民が参加するイベント期間	業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間		
5運動イベント					業者準備期間	県民が参加するイベント期間	県民が参加するイベント期間	県民が参加するイベント期間	県民が参加するイベント期間	県民が参加するイベント期間	業者準備期間	業者準備期間
6ダンス動画活用				業者準備期間	業者準備期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間			
7受動喫煙啓発			業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間	県民が参加するイベント期間						
8歯と口腔の健康づくり			業者準備期間	業者準備期間	県民が参加するイベント期間	県民が参加するイベント期間	業者準備期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間
9ベジプラスメニュー				業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間	県民が参加するイベント期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間		
10ベジ啓発			業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間	業者準備期間	県民が参加するイベント期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間		
12SNS				啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間	啓発物等使用期間

	業者準備期間
	啓発物等使用期間
	県民が参加するイベント期間

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(善管注意義務)

第2 受注者は、個人情報が記録された記録媒体を善良な管理者の注意をもって使用し、及び保管し、当該個人情報の消滅、改ざん等の事故が発生しないよう必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第4 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第5 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(収集の制限)

第7 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に貸与又は提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第9 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第10 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこ

と、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第 11 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料は、業務完了後直ちにかつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第 12 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第 13 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第 14 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 16 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

環境負荷の軽減について

1 報告書の作成

(1) 非塗工紙使用の場合

内容は可能な限りコンパクト化し、再生紙を使用し、両面印刷とすること。

(2) 塗工紙使用の場合

内容は可能な限りコンパクト化し、再生紙を使用し、両面印刷とすること。

2 自動車を使用する場合

適切な大きさ・燃料の車両を使用し、効率的な運行計画（経路等）を策定すること。駐車中の不要なアイドリング停止を徹底すること。

3 廃棄物・廃液等が発生する場合

廃棄物の発生抑制に努め、廃液等は適正に処理すること。